地下鉄の民営化に向けた基本方針が交通局より示されました。

その内容についてお知らせします。

「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針」によれば

1. 本市が出資を行い設立した株式会社（以下「新設会社」という）に鉄道事業及び軌道事業の引継ぎをする。引継ぐ事業の範囲は、引継ぎ時に高速鉄道事業等が運行している路線とする。
2. 新設会社の株式の所有

新設会社の株式は、高速鉄道事業等の引継ぎ時においては、本市がその全部を所有する。

1. 新設会社に引き継ぐ資産、負債及び権利義務

大阪市高速鉄道事業会計に属する資産、負債並びにその他の権利及び義務については、原則としてその全部を、新設会社に引き継ぐものとする。

1. 新設会社に引き継ぐ職員に関する取扱い

新設会社の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、同社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐものとする。

1. 引継ぎに際して新設会社に求める事項
2. 輸送の安全の確保は、運輸事業の基本で社会的重大課題であることから、経営判断の最優先課題とし、ハード・ソフト両面から、揺るぎのないよう取り組むこと。
3. 本市交通局が「ひとにやさしい市営交通」を目指し、先進的に安全施策やバリアフリー施策に取り組んできた精神を、その歴史や経過を踏まえ、経営理念の根本として承継すること。
4. 大阪市交通事業の設置等に関する条例第３条第２項に規定する計画路線のうち本市が着手していない路線については、大阪市鉄道ネットワーク審議会からの答申を踏まえ、本市の考え方を最大限に尊重していくこと。
5. 自らの経営責任で交通機能を充実・発展させ、多様な事業展開に伴う沿線・地域の活性化に貢献するとともに、企業の社会的貢献という使命を果たしていくこと。
6. 新設会社に関する諸課題について連絡調整するため、本市との間で会議体を設置すること。